

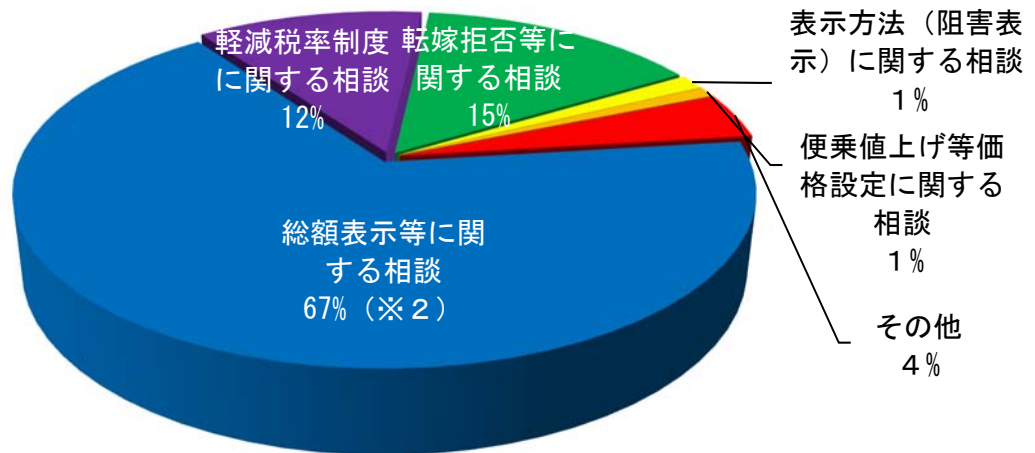
総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター） の相談対応状況（令和2年10月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和2年10月(10/1～10/31)）は以下のとおり。

1 相談件数

10月の相談件数：電話 188 件、メール 24 件

【相談内容（全 212 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 当店では、メニュー表等における価格表示を税抜価格とし、例えば、3,000 円（税抜価格）の飲食代金の場合、「別途サービス料として 10%を頂戴いたします。」と表示した上で、飲食代金にサービス料を加算した金額に消費税率を乗じて、3,630 円（《3,000 円+300 円》×消費税 10%）を顧客に請求しています。

令和3年4月以降、店頭、ディスプレイ、メニュー全ての価格表示を総額表示とした場合、サービス料の表示方法をどのようにしたら良いでしょうか。

A. 取引金額の一定割合をサービス料として受け取る場合、その表示は、最終的な取引価格そのものではありませんが、事実上、その取引価格を表示しているものになりますので「総額表示義務」の対象となります。

取引金額の一定割合をサービス料として受け取る事業者にとっては、その基礎となる取引金額が「税込価格」であれば、サービス料の割合を変更する必要はありません。

したがって、御相談のケースであれば、サービス料の割合を変更する必要はなく、メニュー表には、

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は2件

※2 うち総額表示に関する相談が80%、消費税一般に関する相談が20%

ディナー 3,300 円(税込価格)

「※上記税込価格にサービス料として別途 10%を頂戴いたします。」

と表示する方法等が考えられます。

なお、総額表示が義務付けられる手数料の表示例等については、財務省HP「総額表示に関する主な質問(Q11)」に掲載されていますので、御参照ください。

トップページ>税制>わが国の税制の概要>消費税など(消費課税)>総額表示に関する主な質問

URL: https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/a_001.htm#11

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 建設事業者(個人)です。取引先である元請事業者(法人)から、免税事業者であることを理由に、令和元年 10 月の消費税率引上げ後も、取引価格を変えてもらえませんでした。免税事業者には消費税率引上げ分を転嫁しなくても問題とならないのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったたき」として問題となります。

消費税の免税事業者であっても、同法上の特定供給事業者に該当しますので、免税事業者であることを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに対価を据え置くことは、合理的な理由がない限り「買ったたき」として問題となります。

「買ったたき」に該当する行為が行われている場合には、公正取引委員会や事業所管省庁等に御相談ください。

また、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

○ 表示方法(阻害表示)に関する相談

Q. 近所にある飲食店が、インターネット上に「消費税は当店がご負担いたします。」という宣伝文句を掲載していましたが、このような表示は問題となりませんか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第8条第1号では、「消費税は当店が負担しています。」、「消費税はサービス。」等の、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示を消費税の転嫁を阻害する表示として禁止しています。

総合相談センターでは、消費税の転嫁を阻害する表示等、同法に違反する疑いのある情報を受け付け、担当省庁へ通知しておりますので、当センターに情報提供していただくことが可能です。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 取引先から提出された請求書について、課税取引であるにもかかわらず、最終的な合計金額(税込価格)は記載されているものの、消費税額の記載がありませんでした。

交付を受けた請求書に消費税額の記載がなくても、仕入税額控除は受けられますか。

A. 現行、仕入税額控除の適用を受けるために保存が必要な請求書の記載事項は、次のとおりとされており、「消費税額」はこれに含まれません。

① 書類の作成者の氏名又は名称

- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける者の氏名又は名称

したがって、「消費税額」の記載のない請求書であっても、仕入税額控除の適用を受けるために保存が必要な請求書に該当します。

なお、令和5年10月1日から導入される適格請求書等保存方式においては、上記①から⑤(④については、税抜価額又は税込価額)に加え、以下の事項が記載された適格請求書等の保存が必要になります。

- ・適格請求書発行事業者の登録番号
- ・適用税率
- ・税率ごとに区分して合計した消費税額等

<相談窓口>

具体的な相談内容については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル：0120-200-040(IP電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル：0570-200-123(通話料金がかかります)

受付時間 9時～17時(土日祝日・年末年始を除く)

○メール：ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2609 (直通)

FAX：03-3591-0160